

寝屋川市立学び館指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立学び館
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 笑顔
所在地 大阪府寝屋川市小路南町 17 番 7 号
理事長 山 口 左月美 (やまぐち さつみ)
- (3) 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで (5 年間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数 (説明会 令和 2 年 9 月 1 日実施)

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

- (2) 申請書の提出数 (受付期間 令和 2 年 8 月 17 日～8 月 27 日)

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

3 指定管理者選定委員会

- (1) 構成 (計 5 人)

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1 人
- イ 経営に関する知識を有する者 1 人
- ウ 学識経験を有する者 1 人
- エ 寝屋川市社会教育委員 1 人
- オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長 1 人

- (2) 開催経過

- ア 第 1 回 (令和 2 年 10 月 1 日)

委員長の選出、副委員長の指名、第 1 次審査 (書類審査) 及び第 2 次審

査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

イ 第2回（令和2年10月29日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護及び情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- 1 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～jの各項目については10点満点、項目

kについては20点満点で合計120点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。

項目1は活動拠点が市内に在る場合には6点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。また、合計点の合格最低点を84点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目a～kの審査を行い、項目1については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目mについては、教育委員会事務局から、『平成28年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙2に係る評価項目の10項目のうち8項目の評価が「○」であることから、総合評価をSとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人笑顔
審査項目	a	10	8.2
	b	10	8.2
	c	10	8.0
	d	10	7.2
	e	10	9.2
	f	10	8.0
	g	10	8.2
	h	10	7.6
	i	10	8.8
	j	10	7.2
	k	20	16.0
小計		120	96.6
活動拠点	l	6	6
管理運営の実績	m	12	12

合 計	114.6
-----	-------

合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 社会教育等に関する方針について
- c 学び館の管理運営について
- d 収支について
- e 人的課題について
- f 総合評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点、項目fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

項 目	配 点	特定非営利活動法人笑顔
a	15	12.6
b	15	12.4
c	15	12.6
d	15	11.8
e	15	11.6
f	25	20.8
合 計	100	81.8

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人 笑顔を、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市立学び館指定管理者の指定

寝屋川市教育委員会は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人 笑顔を指定管理者の候補者として決定し、令和2年12月市議会にて指定管理者の指定について議決を得て、令和2年12月21日に告示した。